

半田市国土強靱化地域計画（概要）

1 計画の策定趣旨

平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、平成 26 年 6 月には基本法に基づき、国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定されました。

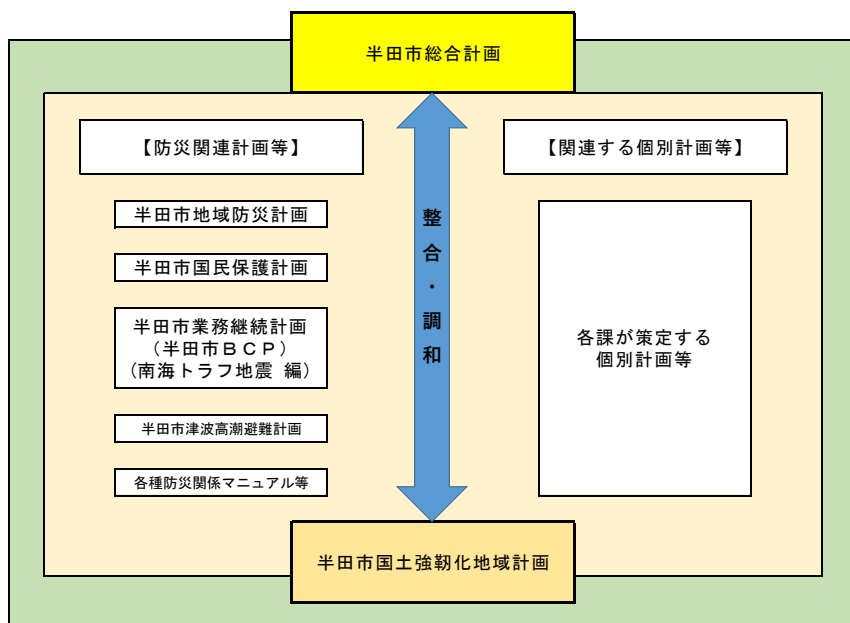
また、愛知県では、県の強靱化に関する施策を、国全体の国土強靱化施策との調和を図りながら、国や県内市町村、民間事業者などの関係者相互の連携によって推進する指針として「愛知県地域強靱化計画」を策定し、平成 28 年 3 月に公表、令和 2 年 3 月には更新をしています。

こうした動向を踏まえ、本市においても、現在取り組んでいる防災・減災対策を含め、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進するために、その指針となる「半田市国土強靱化地域計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、基本計画で示された「基本目標」、「基本的な方針」を踏まえるなど、基本計画と調和を保ちつつ（同法第 14 条）、愛知県地域強靱化計画との連携・役割分担を推進します。

また、本計画は、市政の基本方針である「半田市総合計画」、災害対策基本法に基づき災害に対処するための基本的な計画である「半田市地域防災計画」などとの連携を図りながら、本市における国土強靱化施策を推進する上での指針として位置付けるものです。



3 半田市に影響を及ぼす大規模自然災害（想定するリスク）

半田市に被害が生じる地震・津波、豪雨・台風（洪水・高潮、土砂災害等）の大規模自然災害を基本とします。

4 計画の基本目標

基本法第 14 条において、本計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されており、基本計画及び愛知県地域強靱化計画や基礎自治体の役割などを踏まえ、以下のとおり基本目標を設定しました。

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 地域社会の重要な機能が致命的な障がいを受けず維持されること
- (3) 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

5 脆弱性評価

国が定めた国土強靱化基本計画で示された 8 つの目標と 4 5 のリスクシナリオを参考に、半田市の地域特性を踏まえた 3 4 のリスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)を設定しました。(別紙①参照)
また、施策分野を参考に 7 つの個別施策分野と 1 つの横断的分野を設定しました。

個別施策分野	①行政機能／警察・消防 ②住宅・都市 ③保健医療・福祉 ④情報通信 ⑤産業・経済 ⑥交通・物流 ⑦地域保全
横断的分野	⑧リスクコミュニケーション

6 計画の推進方針

リスクシナリオごと、個別施策分野ごとに各事業を推進していきます。

市が直面するリスクを踏まえて、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、重要性、緊急度を考慮し、方針の重点化を行います。基本方針として「人命の保護を最優先する」こととし、リスクシナリオの中でも下記 6 点を重点化項目とします。

- 1-1 地震による住宅・建物・交通施設等の倒壊や多数の死傷者の発生
- 1-2 火災による不特定多数が集まる施設での死傷者の発生
- 1-3 津波・高潮による多数の死傷者の発生
- 1-4 台風や集中豪雨による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
- 1-5 土砂災害等による多数の死傷者の発生
- 2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

7 計画の見直し

国の基本計画は、中長期的な視野の下での施策の推進方針や方向性を明らかにしていることから、概ね 5 年毎に計画の見直しを行うこととしており、本計画についても、概ね 5 年毎に見直すこととします。その他、新たに実施すべき事業が生じた場合などは適宜本計画を見直すこととします。

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1 人命の保護が最大限図られること	1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震による住宅・建物・交通施設等の倒壊や多数の死傷者の発生
			1-2	火災による不特定多数が集まる施設での多数の死傷者の発生
			1-3	津波・高潮による多数の死傷者の発生
			1-4	台風や集中豪雨による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
			1-5	土砂災害等による多数の死傷者の発生
2 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
3 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること			2-2	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
			2-3	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による混乱
			2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
			2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
			2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化・死者の発生
4 迅速な復旧復興を可能にすること	3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下、治安の悪化
			3-2	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
			4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1 人命の保護が最大限図られること 2 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること 3 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること 4 迅速な復旧復興を可能にすること	5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
			5-2	社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
			5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
			5-4	陸・海の基幹的交通ネットワークの機能停止
			5-5	食料等の安定供給の停滞
	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油、ガスサプライチェーンの機能停止
			6-2	上水道等の長期間にわたる機能停止
			6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
			6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震による大規模火災の発生
			7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
			7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
			7-4	ため池、防災施設等の損壊・機能不全
			7-5	有害物質の大規模拡散・流出
			7-6	農地の荒廃
	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理の停滞
			8-2	人材不足による復興の遅れ
			8-3	文化財や環境的資産の喪失
			8-4	仮設住宅等の住居確保の遅延による生活再建の遅れ